

# 上田商工会議所創立 130 周年記念事業

## 「公式ロゴマーク」募集規約

### 第 1 条 (目的)

本規約は、上田商工会議所が実施する「創立 130 周年記念事業公募ロゴマーク」に関する応募条件、権利関係、禁止事項等を定めるものである。

### 第 2 条 (応募資格)

全国どなたでも応募できるものとする。個人・法人・団体・プロ・アマを問わない。

### 第 3 条 (応募作品の条件)

- 1.応募作品はオリジナルであり、未発表のものとする。
- 2.過去・現在において、応募作品と同一または類似する標章等を商標として使用していないこと。
- 3.カラー・モノクロ両方で使用可能なデザインであること。
- 4.AI・素材・フォントを使用する場合、商用利用可能なライセンスを保持していること。
- 5.生成 AI のみを用いて自動生成された作品は、応募できないものとする。
- 6.データ形式は、応募時は JPEG または PNG (解像度 300dpi 以上、A4 サイズ程度) とし、採用時は AI (Adobe Illustrato) 及び EPS (Encapsulated PostScript) 形式も提出すること。
- 7.応募作品 (データ・媒体等) は返却しないものとする。
8. 応募作品は、シンボルマーク (図) とロゴタイプ (文字) を組み合わせたものとする。  
なお、ロゴタイプには「上田商工会議所」の文字を含むものとする。

### 第 4 条 (応募作品の権利・使用)

- 1.応募者は、主催者が本事業の記念品、広報物、ウェブサイト、SNS、印刷物、広告などの目的で応募作品を無償で利用することを許諾する。
- 2.主催者は、応募作品を必要に応じて翻案、改変 (サイズ変更、カラー変更、一部修正等) することができる。これには、シンボルマークとロゴタイプの分離、上下・左右等の配置の組み替え、およびそれぞれを単独で利用することが含まれるものとし、応募者はこれらが無償で許諾する。また、その際に応募者への通知は不要とする。
- 3.応募者は、主催者および主催者から利用許諾を受けた第三者に対し、著作者人格権 (公表権、氏名表示権、同一性保持権) を行使しないものとする。

## 第5条（反社会的勢力の排除）

応募者は、応募時点で、以下の各号の事項に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又はその構成員。
- 反社会的勢力が経営を支配している関係を有しないこと。
- 反社会的勢力が経営に実質的に関与している関係を有しないこと。
- 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していないこと。
- 反社会的勢力に資金提供や便宜供与をしていないこと。
- 暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動、風説流布、偽計、威力を用いた業務妨害、信用毀損、犯罪行為を行わないこと。

応募者がこれらに違反した場合、主催者は催告なく応募や受賞を解除できるものとし、解除により生じた損害について一切責任を負わない。また、主催者に損害が生じた場合、応募者に賠償請求できるものとする。

## 第6条（権利の帰属）

- 1.採用作品の応募者は、主催者に対し、採用決定と同時に当該作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を移転するものとする。
- 2.採用作品に関する商標権、その他一切の知的財産権（登録を受ける権利を含む）は、無償で主催者に帰属するものとする。
- 3.応募者は、採用作品について、自ら商標登録等の出願を行ってはならない。

## 第7条（免責・紛争対応）

- 1.応募者は、応募作品が第三者の著作権、商標権、肖像権、その他いかなる権利も侵害していないことを保証する。もし、主催者が第三者から請求を受けた場合、応募者が完全に補償する。
- 2.応募作品にAI（人工知能）を使用した場合は、応募者の責任において、当該AIの利用規約を遵守し、かつ生成されたデザインが第三者の権利を侵害していないことを十分に確認した上で応募しなければならない。
- 3.応募作品に関し、第三者から権利侵害の主張や異議申し立てがあった場合、応募者は自己の責任と費用負担において解決し、主催者に一切の迷惑をかけないものとする。主催者が損害を被った場合は、応募者がその損害を賠償するものとする。

#### 第8条（個人情報の取り扱い）

応募者の個人情報は本公募の運営目的のみに使用し、採用者を除き募集終了後2か月以内に適切に破棄する。詳細は上田商工会議所のプライバシーポリシー（<https://www.ucci.or.jp/privacy/>）を参照すること。

#### 第9条（その他）

1. 未成年者は保護者の同意を得ること。
2. 賞金には所定の税務処理（源泉徴収等）が適用される。
3. 賞金には、著作権の譲渡および知的財産権の帰属に関する一切の対価が含まれるものとする。
4. 選考過程および結果に関する個別のお問い合わせには、一切応じない。
5. 本規約または本公募に関して紛争が生じた場合、長野地方裁判所上田支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。